

山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（現行）

（目 的）

第1条 この要綱は、次の各号に掲げるもののほか、産業廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）
- (4) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）
- (5) 山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年県規則第46号。以下「県規則」という。）

（定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排出事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (2) 処理業者 次の許可を受けた者をいう。
 - ア 法第14条第1項（産業廃棄物の収集・運搬業）
 - イ 法第14条第6項（産業廃棄物の処分業）
 - ウ 法第14条の4第1項（特別管理産業廃棄物の収集・運搬業）
 - エ 法第14条の4第6項（特別管理産業廃棄物の処分業）
- (3) 再生利用等指定業者 省令第10条の3第2号の規定による指定を受けた者をいう。
- (4) 事業者等 排出事業者、処理業者及び再生利用等指定業者をいう。
- (5) 処理 分別、保管、収集、運搬、再生又は処分をいう。
- (6) 処分 中間処理又は最終処分をいう。
- (7) 有害物質 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号。以下「判定基準省令」という。）別表第1の各項の第1欄に掲げる物質をいう。
- (8) 指定産業廃棄物 産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないものをいう。
- (9) 県外産業廃棄物 県外所在の事業場から排出される産業廃棄物をいう。
- (10) 産業廃棄物処理施設等の設置等 次の場合をいう。
 - ア 排出事業者が自ら排出する産業廃棄物の埋立処分を行うため最終処分場を設置する場合
 - イ 処理業者が（上記（2）イ又はエの許可を受けようとする者を含む。）が、業として処分を行うための産業廃棄物の処理施設を設置する場合

山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、次の各号に掲げるもののほか、産業廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）
- (4) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分場基準省令」という。）
- (5) 山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年県規則第46号。以下「県規則」という。）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排出事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (2) 処理業者 次の許可を受けた者をいう。
 - ア 法第14条第1項（産業廃棄物の収集・運搬業）
 - イ 法第14条第6項（産業廃棄物の処分業）
 - ウ 法第14条の4第1項（特別管理産業廃棄物の収集・運搬業）
 - エ 法第14条の4第6項（特別管理産業廃棄物の処分業）
- (3) 再生利用等指定業者 省令第10条の3第2号の規定による指定を受けた者をいう。
- (4) 事業者等 排出事業者、処理業者及び再生利用等指定業者をいう。
- (5) 処理 分別、保管、収集、運搬、再生又は処分をいう。
- (6) 処分 中間処理又は最終処分をいう。
- (7) 有害物質 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号。以下「判定基準省令」という。）別表第1の各項の第1欄に掲げる物質をいう。
- (8) 指定産業廃棄物 産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないものをいう。
- (9) 県外産業廃棄物 県外所在の事業場から排出される産業廃棄物をいう。
- (10) 産業廃棄物処理施設等の設置等 次の場合をいう。
 - ア 排出事業者が自ら排出する産業廃棄物の埋立処分を行うため最終処分場を設置する場合
 - イ 処理業者（上記（2）イ又はエの許可を受けようとする者を含む。）が、業として処分を行うための産業廃棄物の処理施設を設置する場合

ウ 省令第 10 条の 3 第 2 号の規定による産業廃棄物の再生利用等を行うための施設を設置する場合

エ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく破碎施設（破碎前処理施設を含む。）を設置する場合

オ 上記アからエの施設で、法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた施設にあつては法第 15 条の 2 の 6 の規定による変更の許可を受けようとする場合、それ以外の産業廃棄物の処理施設にあつては主要な設備の変更又は処理能力 10 パーセント以上の増加をする場合

（県の責務）

第 3 条 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者等に対して法令の遵守の徹底を図り、指導、助言及び監督に努めるものとする。

2 県は、市町村と密接な連携を図り、その協力を得て、産業廃棄物の不法投棄の防止に努めるものとする。

（市町村の責務）

第 4 条 市町村は、産業廃棄物の適正な処理が図られるよう県が行う調査その他の事業に協力するものとする。

（事業者等の責務）

第 5 条 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法、政令、省令、最終処分基準省令及び県規則の規定によるほか、この要綱の規定を遵守しなければならない。

2 事業者等は、相互に連携を図りながら、産業廃棄物の適正処理に努めなければならない。

3 事業者等は、産業廃棄物の処理業務に携わる従業員等の資質の向上に努めなければならない。

（排出事業者の処理）

第 6 条 排出事業者は、事業場ごとに、当該事業場から排出される産業廃棄物を適正に処理するため、産業廃棄物管理責任者を置くものとする。ただし、法第 12 条第 8 項に規定する産業廃棄物処理責任者及び法第 12 条の 2 第 8 項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を置いている場合はこの限りでない。

2 排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が運搬されるまでの間は、法第 12 条第 2 項の規定による保管を行うほか種類ごとに区分して保管を行うものとする。

3 排出事業者は、事業場から発生する産業廃棄物の種類、数量及び性状等を把握しておくものとする。この場合、指定産業廃棄物については、別表第 1 左欄に掲げる指定産業廃棄物の種類に対応する同表右欄に掲げる項目の検査を行うものとする。

ただし、指定産業廃棄物のうち知事が当該検査を行う必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。

ウ 省令第 10 条の 3 第 2 号の規定による産業廃棄物の再生利用等を行うための施設を設置する場合

エ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく破碎施設（破碎前処理施設を含む。）を設置する場合

オ 上記アからエの施設で、法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた施設にあつては法第 15 条の 2 の 6 の規定による変更の許可を受けようとする場合、それ以外の産業廃棄物の処理施設にあつては主要な設備の変更又は処理能力 10 パーセント以上の増加をする場合

（県の責務）

第 3 条 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者等に対して法の遵守の徹底を図り、指導、助言及び監督に努めるものとする。

2 県は、市町村と密接な連携を図り、その協力を得て、産業廃棄物の不法投棄の防止に努めるものとする。

（市町村の責務）

第 4 条 市町村は、産業廃棄物の適正な処理が図られるよう県が行う調査その他の事業に協力するものとする。

（事業者等の責務）

第 5 条 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法、政令、省令、最終処分場基準省令及び県規則の規定によるほか、この要綱の規定を遵守しなければならない。

2 事業者等は、相互に連携を図りながら、産業廃棄物の適正処理に努めなければならない。

3 事業者等は、産業廃棄物の処理業務に携わる従業員等の資質の向上に努めなければならない。

（排出事業者の処理）

第 6 条 排出事業者は、事業場ごとに、当該事業場から排出される産業廃棄物を適正に処理するため、産業廃棄物管理責任者を置くものとする。ただし、法第 12 条第 8 項に規定する産業廃棄物処理責任者又は法第 12 条の 2 第 8 項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を置いている場合はこの限りでない。

2 排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が運搬されるまでの間は、法第 12 条第 2 項の規定による保管を行うほか種類ごとに区分して保管を行うものとする。

3 排出事業者は、事業場から発生する産業廃棄物の種類、数量及び性状等を把握しておくものとする。この場合、指定産業廃棄物については、別表第 1 左欄に掲げる指定産業廃棄物の種類に対応する同表右欄に掲げる項目の検査を行うものとする。

ただし、指定産業廃棄物のうち知事が当該検査を行う必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。

4 前項に規定する検査は、次により行うものとし、当該検査の成績書は、検査を行った日から5年間保存するものとする。

(1) 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原料を使用し、かつ同質の指定産業廃棄物を反復継続して排出する場合は、年1回以上

(2) 製造若しくは加工の工程又は使用原料を変更した場合は、その都度 (処理業者の処理)

(処理業者の処理)

第7条 処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合は、あらかじめ当該産業廃棄物の種類、数量及び性状等を記載した書面（指定産業廃棄物の処理を受託する場合にあつては、前条第3項に規定する検査の結果の成績書を含む。）の提出を求めるものとする。

2 処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理の依頼があつた場合は、産業廃棄物の保管施設又は処理施設の能力以上に引き受けてはならない。

3 処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託し、中間処理を行った結果、指定産業廃棄物を排出する場合は、別表第1左欄に掲げる指定産業廃棄物の種類に対応する同表右欄に掲げる項目の検査を3月に1回以上行うものとする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議)

第8条 排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で再生、処分又は保管するために搬入しようとするときは、あらかじめ当該排出事業場ごとに別記様式第1号による県外産業廃棄物搬入事前協議書（以下「搬入事前協議書」という。）により知事に協議しなければならない。

ただし、次に掲げる県外産業廃棄物については、この限りでない。

(1) 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品並びに特定家庭用機器再商品化法に基づく特定家庭用機器、並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物

(2) 政令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（前年度から継続して搬入し、第10条第1項に規定する変更協議に該当しない場合に限る。）

2 前項の搬入事前協議書には、別表第2に掲げる書類を添付するものとする。

(搬入事前協議の結果の通知等)

第9条 知事は、前条第1項の規定による搬入事前協議書を受理した場合は、生活環境の保全の

4 前項に規定する検査は、次により行うものとし、当該検査の成績書は、検査を行った日から5年間保存するものとする。

(1) 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原料を使用し、かつ同質の指定産業廃棄物を反復継続して排出する場合は、年1回以上

(2) 製造若しくは加工の工程又は使用原料を変更した場合は、その都度

(処理業者の処理)

第7条 処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合は、あらかじめ当該産業廃棄物の種類、数量及び性状等を記載した書面（指定産業廃棄物の処理を受託する場合にあつては、前条第3項に規定する検査の結果の成績書を含む。）の提出を求めるものとする。

2 処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理の依頼があつた場合は、産業廃棄物の処理施設（保管の場所を含む。）の能力以上に引き受けてはならない。

3 処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託し、中間処理を行った結果、指定産業廃棄物を排出する場合は、別表第1左欄に掲げる指定産業廃棄物の種類に対応する同表右欄に掲げる項目の検査を3月に1回以上行うものとする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議)

第8条 排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で再生、処分又は保管するために搬入しようとするときは、あらかじめ当該排出事業場ごとに別記様式第1号による県外産業廃棄物搬入事前協議書（以下「搬入事前協議書」という。）により知事に協議しなければならない。

ただし、次に掲げる県外産業廃棄物については、この限りでない。

(1) 他の法令により産業廃棄物の状況を把握することができるものとして次に掲げるもの

ア 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品

イ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器

ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づく譲受け、承継又は保管場所の変更の届出をしようとするポリ塩化ビフェニル廃棄物

(2) 政令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設並びに日本標準産業分類によるドラッグストア、医薬品小売業、調剤薬局、助産・看護業、療術業及び医療に付帯するサービス業から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（前年度から継続して搬入し、第10条第1項に規定する変更協議に該当しない場合に限る。）

2 前項の搬入事前協議書には、別表第2に掲げる書類を添付するものとする。

3 排出事業者は、第1項（2）に該当することにより協議を行わない場合、その旨を処分を委託する処理業者に通知し、処理業者はこれを取りまとめ、前年度中に別記様式第1号の2により知事に報告するものとする。

(搬入事前協議の結果の通知等)

第9条 知事は、前条第1項の規定による搬入事前協議書を受理した場合は、生活環境の保全の

見地から審査し、その結果を受理した日の翌日から起算して60日以内に排出事業者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知をした場合は、遅滞なく、その内容を当該排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の再生、処分又は保管を行おうとする処理業者に通知するものとする。

3 処理業者は、前条第1項の規定による協議を行わない排出事業者から委託を受け、又は前項の規定による通知を受けないで県外産業廃棄物の再生、処分又は保管を行ってはならない。

(搬入事前協議内容の変更)

第10条 前2条の規定は、排出事業者が第8条第1項の規定により協議した内容のうち、当該産業廃棄物の種類、数量、搬入期間、搬入先又は保管先を変更する場合について準用する。

ただし、搬入する数量を減少し又は搬入期間を短縮する場合、この限りでない。

2 排出事業者は、第8条第1項の規定による協議の内容を変更した場合(前項に規定する協議内容の変更以外の場合に限る。)は、別記様式第2号による県外産業廃棄物搬入事前協議内容変更報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

(搬入事前協議を行わない事業者等の公表)

第11条 知事は、排出事業者が第8条第1項(前条において準用する場合を含む。第11)の規定による協議を行わないとき、又は処理業者が同項の規定による協議を行わない排出事業者から委託を受け、若しくは第9条第2項の規定による通知を受けないで県外産業廃棄物の再生、処分又は保管を行ったときは、その旨を公表することがある。

(県外産業廃棄物搬入実績報告)

第12条 排出事業者は、毎年6月30日までに、前年度の県外産業廃棄物(第8条第1項(1)に該当する県外産業廃棄物を除く。)の搬入状況について、別記様式第3号による県外産業廃棄物搬入実績報告書により知事に報告しなければならない。

この場合において、第6条第3項に規定する検査の成績書を添付しなければならない。

(産業廃棄物最終処分場に係る事業概要書)

第13条 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者(以下「設置等予定者」という。)のうち、産業廃棄物の最終処分場であって法第15条第1項に規定する許可又は増設のため法第15条の2の6第1項に規定する許可を受けようとする者(以下「最終処分場設置等予定者」という。)は、第17条第1項に規定する産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議を行う前に、別記様式第4号による事業概要書を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業概要書には、別表第3に掲げる書類を添付するものとする。

3 知事は、事業概要書の提出があったときは、予定地を管轄する市町村長及び生活環境の保全上関係がある市町村長(以下「関係市町村長」という。)に設置等に関する意見を求めるものとする。

見地から審査し、その結果を受理した日の翌日から起算して60日以内に排出事業者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知をした場合は、遅滞なく、その内容を当該排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の再生、処分又は保管を行おうとする処理業者に通知するものとする。

3 処理業者は、前条第1項の規定による協議を行わない排出事業者から委託を受け、又は前項の規定による通知を受けないで県外産業廃棄物の再生、処分又は保管を行ってはならない。

(搬入事前協議内容の変更)

第10条 前2条の規定は、排出事業者が第8条第1項の規定により協議した内容のうち、当該産業廃棄物の種類、数量、搬入期間、搬入先又は保管先を変更する場合について準用する。

ただし、搬入する数量を減少し又は搬入期間を短縮する場合は、この限りでない。

2 排出事業者は、第8条第1項の規定による協議の内容を変更した場合(前項に規定する協議内容の変更以外の場合に限る。)は、別記様式第2号による県外産業廃棄物搬入事前協議内容変更報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

(搬入事前協議を行わない事業者等の公表)

第11条 知事は、排出事業者が第8条第1項(前条において準用する場合を含む。)」の規定による協議を行わないとき、又は処理業者が同項の規定による協議を行わない排出事業者から委託を受け、若しくは第9条第2項の規定による通知を受けないで県外産業廃棄物の再生、処分又は保管を行ったときは、その旨を公表することができる。

(県外産業廃棄物搬入実績報告)

第12条 排出事業者は、毎年6月30日までに、前年度の県外産業廃棄物(第8条第1項(1)に該当する県外産業廃棄物を除く。)の搬入状況について、別記様式第3号による県外産業廃棄物搬入実績報告書により知事に報告しなければならない。

この場合において、第6条第3項に規定する検査の成績書を添付しなければならない。

(産業廃棄物最終処分場に係る事業概要書)

第13条 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者(以下「設置等予定者」という。)のうち、産業廃棄物の最終処分場であって法第15条第1項に規定する許可又は増設のため法第15条の2の6第1項に規定する許可を受けようとする者(以下「最終処分場設置等予定者」という。)は、第17条第1項に規定する産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議を行う前に、別記様式第4号による事業概要書を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業概要書には、別表第3に掲げる書類を添付するものとする。

3 知事は、事業概要書の提出があったときは、予定地を管轄する市町村長及び生活環境の保全上関係がある市町村長(以下「関係市町村長」という。)に設置等に関する意見を求めるものとする。

4 知事は、最終処分場設置等予定者に関係市町村長、関係住民の意見を踏まえて、県の意見を通知するものとする。

(概要説明会の開催)

第 14 条 最終処分場設置等予定者は、知事が指示する関係住民に対し、あらかじめ日時及び場所を定め、事業概要書に関する説明会（以下「概要説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の住民は、最終処分場設置等予定者に対し、生活環境保全上の見地から意見を述べることができる。

3 最終処分場設置等予定者は、誠意を持って前項の意見に対応しなければならない。

4 最終処分場設置等予定者は、概要説明会の実施状況並びに第 2 項の意見及び当該意見に対する回答その他の対応状況を知事に報告しなければならない。

(生活環境影響調査の方法)

第 15 条 最終処分場設置等予定者は、法第 15 条第 3 項等に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行う前に、別記様式第 5 号による生活環境影響調査方法書を知事に提出しなければならない。

ただし、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は山形県環境影響評価条例（平成 11 年県条例第 29 号）に基づき環境影響評価を実施する場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の書類の提出を受けたときは、当該最終処分場設置等予定者に対し、意見を通知するものとする。

(生活環境影響調査の実施)

第 16 条 最終処分場設置等予定者は、生活環境影響調査の結果を記載した書類を、次条に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前協議書とともに知事に提出しなければならない。

ただし、環境影響評価法又は山形県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施する場合は、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議)

第 17 条 設置等予定者のうち、法第 15 条第 1 項又は法第 15 条の 2 の 6 第 1 項により許可を受けようとする者にあつては当該許可の申請を行う前に、それ以外の者にあつては施設の設置等を行う前に、別記様式第 6 号による産業廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「設置等事前協議書」という。）により知事に協議しなければならない。

2 設置等事前協議書には、別表第 4 に掲げる書類を添付するものとする。

(設置等予定者の利水者への説明)

第 17 条の 2 設置等予定者は、設置等事前協議を行う前に、原則として第一利水者に対し、当該事業に係る説明を行わなければならない。

4 知事は、最終処分場設置等予定者に関係市町村長、関係住民の意見を踏まえて、県の意見を通知するものとする。

(概要説明会の開催)

第 14 条 最終処分場設置等予定者は、知事が指示する関係住民に対し、あらかじめ日時及び場所を定め、事業概要書に関する説明会（以下「概要説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の住民は、最終処分場設置等予定者に対し、生活環境保全上の見地から意見を述べることができる。

3 最終処分場設置等予定者は、誠意を持って前項の意見に対応しなければならない。

4 最終処分場設置等予定者は、概要説明会の実施状況並びに第 2 項の意見及び当該意見に対する回答その他の対応状況を知事に報告しなければならない。

(生活環境影響調査の方法)

第 15 条 最終処分場設置等予定者は、法第 15 条第 3 項等に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行う前に、別記様式第 5 号による生活環境影響調査方法書を知事に提出しなければならない。

ただし、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は山形県環境影響評価条例（平成 11 年県条例第 29 号）に基づき環境影響評価を実施する場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の書類の提出を受けたときは、当該最終処分場設置等予定者に対し、意見を通知するものとする。

(生活環境影響調査の実施)

第 16 条 最終処分場設置等予定者は、生活環境影響調査の結果を記載した書類を、次条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前協議書とともに知事に提出しなければならない。

ただし、環境影響評価法又は山形県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施する場合は、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議)

第 17 条 設置等予定者のうち、法第 15 条第 1 項又は法第 15 条の 2 の 6 第 1 項により許可を受けようとする者にあつては当該許可の申請を行う前に、それ以外の者にあつては施設の設置等を行う前に、別記様式第 6 号による産業廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「設置等事前協議書」という。）により知事に協議しなければならない。

2 設置等事前協議書には、別表第 4 に掲げる書類を添付するものとする。

(設置等予定者の利水者への説明)

第 17 条の 2 設置等予定者は、設置等事前協議を行う前に、原則として第一利水者に対し、当該事業に係る説明を行わなければならない。

ただし、産業廃棄物の処理施設（保管場所を含む。）が屋内設置されていること等により、施設からの廃棄物を含む汚水や土砂を含む濁水等が排出されない場合は、この限りでない。

（関係市町村長等の意見の聴取等）

第 18 条 知事は、設置等予定者から設置等事前協議書が提出されたときは、関係市町村長等に対し、当該設置等事前協議の内容について意見を求めるものとする。

2 前項の関係市町村長等は、設置等予定者に対し当該設置等事前協議の内容について説明を求めることができるものとする。

（準用）

第 18 条の 2 第 14 条各項の規定は、最終処分場に係る設置等事前協議書について、準用する。

（設置等事前協議の審査結果の通知等）

第 19 条 知事は、当該設置等事前協議書の内容を審査し、審査結果を設置等予定者に対し通知するものとする。

2 知事は、当該設置等予定者に対し、前項に規定する審査結果の指示事項の対応状況について報告を求めることができるものとする。

（設置等事前協議から許可申請等までの期間）

第 19 条の 2 設置等予定者は、前条第 1 項の審査結果の通知を知った日の翌日から起算して 2 年以内に、当該施設に係る法第 14 条第 6 項（産業廃棄物処分業許可）、第 14 条の 2 第 1 項（産業廃棄物処理業変更許可）、同条第 3 項（産業廃棄物処理業変更届）、第 14 条の 4 第 6 項（特別管理産業廃棄物処分業許可）、第 14 条の 5 第 1 項（特別管理産業廃棄物処理業変更許可）及び同条第 3 項（特別管理産業廃棄物処理業変更届）並びに第 15 条第 1 項（産業廃棄物処理施設設置許可）及び第 15 条の 2 の 6（産業廃棄物処理施設変更許可）の規定による許可申請等を行うものとする。

2 前項の期間を経過したときは、再度、事前協議を行うものとする。

（協議を行わない設置等予定者の公表）

第 20 条 知事は、設置等予定者が第 17 条第 1 項の規定による協議を行わないときは、その旨を公表することができる。

（環境保全協定の締結）

第 21 条 事業者等は、関係市町村長及び産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響の生ずるおそれがあると認められる住民等から産業廃棄物処理施設等の設置等について生活環境保全上に関する協定の締結を求められたときは、これを締結しなければならない。

（事故等時の措置）

ただし、産業廃棄物の処理施設（保管の場所を含む。）が屋内設置されていること等により、施設からの廃棄物を含む汚水や土砂を含む濁水等が排出されない場合は、この限りでない。

（関係市町村長等の意見の聴取等）

第 18 条 知事は、設置等予定者から設置等事前協議書が提出されたときは、関係市町村長等に対し、当該設置等事前協議の内容について意見を求めるものとする。

2 前項の関係市町村長等は、設置等予定者に対し当該設置等事前協議の内容について説明を求めることができるものとする。

（準用）

第 18 条の 2 第 14 条各項の規定は、最終処分場に係る設置等事前協議書について、準用する。

（設置等事前協議の審査結果の通知等）

第 19 条 知事は、当該設置等事前協議書の内容を審査し、審査結果を設置等予定者に対し通知するものとする。

2 知事は、当該設置等予定者に対し、前項に規定する審査結果の指示事項の対応状況について報告を求めることができるものとする。

（設置等事前協議から許可申請等までの期間）

第 19 条の 2 設置等予定者は、前条第 1 項の審査結果の通知を知った日の翌日から起算して 2 年以内に、当該施設に係る法第 14 条第 6 項（産業廃棄物処分業許可）、第 14 条の 2 第 1 項（産業廃棄物処理業変更許可）、同条第 3 項（産業廃棄物処理業変更届）、第 14 条の 4 第 6 項（特別管理産業廃棄物処分業許可）、第 14 条の 5 第 1 項（特別管理産業廃棄物処理業変更許可）及び同条第 3 項（特別管理産業廃棄物処理業変更届）並びに第 15 条第 1 項（産業廃棄物処理施設設置許可）及び第 15 条の 2 の 6（産業廃棄物処理施設変更許可）の規定による許可申請等を行うものとする。

2 前項の期間を経過したときは、再度、事前協議を行うものとする。

（協議を行わない設置等予定者の公表）

第 20 条 知事は、設置等予定者が第 17 条第 1 項の規定による協議を行わないときは、その旨を公表することができる。

（環境保全協定の締結）

第 21 条 事業者等は、関係市町村長及び産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響の生ずるおそれがあると認められる住民等から産業廃棄物処理施設等の設置等について生活環境保全上に関する協定の締結を求められたときは、これを締結しなければならない。

（事故等時の措置）

第 22 条 事業者等は、産業廃棄物の飛散、流出その他生活環境に影響が生じ、又は生ずるおそれがある事故が発生した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、その状況について直ちに知事及び関係市町村長に通報しなければならない。

2 事業者等は、前項に規定する場合において、知事が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

3 事業者等は、前項の措置が完了した場合は、別記様式第 7 号による事故復旧工事完了報告書により知事に報告しなければならない。

(不法投棄の対策)

第 23 条 県は、市町村と協力して、不法投棄の監視及び不法投棄に関する情報収集等を行い、不法投棄の早期発見に努めるものとする。

2 知事及び市町村長は、不法投棄を発見した場合は、関係機関と連携を図りながら、不法投棄を行った者及び不法投棄された産業廃棄物の排出事業者（以下「不法投棄者等」という。）の確認に努めるものとする。

3 知事は、当該不法投棄者等に対し、速やかに不法投棄された産業廃棄物の回収及び投棄場所の原状回復を行うよう指導するとともにその実施状況について監督するものとする。

(産業廃棄物処理施設の定期検査)

第 24 条 政令第 7 条第 14 号ロに掲げる最終処分場を設置する排出事業者及び処理業者は、最終処分基準省令第 2 条第 2 項第 2 号ハ(2)に規定する周縁の地下水の水質検査及び同号ホ(1)に規定する浸透水の水質検査を年 2 回以上行わなければならない。

2 政令第 7 条第 14 号ハに掲げる最終処分場を設置する排出事業者及び処理業者は、最終処分基準省令第 2 条第 2 項第 3 号で準用する第 1 条第 2 項第 10 号ロに規定する周縁の地下水の水質検査及び第 14 号ハ(1)に規定する放流水の水質検査を年 2 回以上行わなければならない。

3 焼却施設を設置する処理業者は、排ガス及び焼却灰に関する検査を別表第 5 に定めるところにより行わなければならない。

(山形県廃棄物処理施設審査会)

第 25 条 知事は、法第 15 条の 2 第 3 項等に規定する生活環境の保全に関する意見を聞くため、山形県廃棄物処理施設審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会の組織及び運営に関する事項については、別に定めるものとする。

(書類の提出部数等)

第 26 条 この要綱により事業者等が知事に提出する書類の提出先及び部数は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第 8 条、第 10 条及び第 12 条の規定による書類の提出先は、県外産業廃棄物の処分又は保管を行おうとする場所を管轄する総合支庁環境課とし、提出部数は2 部とする

第 22 条 事業者等は、産業廃棄物の飛散、流出その他生活環境に影響が生じ、又は生ずるおそれがある事故が発生した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、その状況について知事及び関係市町村長に通報しなければならない。

2 事業者等は、前項に規定する場合において、知事が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

3 事業者等は、前項の措置が完了した場合は、別記様式第 7 号による事故復旧工事完了報告書により知事に報告しなければならない。

(不法投棄の対策)

第 23 条 県は、市町村と協力して、不法投棄の監視及び不法投棄に関する情報収集等を行い、不法投棄の早期発見に努めるものとする。

2 知事及び市町村長は、不法投棄を発見した場合は、関係機関と連携を図りながら、不法投棄を行った者及び不法投棄された産業廃棄物の排出事業者（以下「不法投棄者等」という。）の確認に努めるものとする。

3 知事は、当該不法投棄者等に対し、速やかに不法投棄された産業廃棄物の回収及び投棄場所の原状回復を行うよう指導するとともにその実施状況について監督するものとする。

(産業廃棄物処理施設の検査)

第 24 条 政令第 7 条第 14 号ロに掲げる最終処分場を設置する排出事業者及び処理業者は、最終処分場基準省令第 2 条第 2 項第 2 号ハ(2)に規定する周縁の地下水の水質検査及び同号ホ(1)に規定する浸透水の水質検査を年 2 回以上行わなければならない。

2 政令第 7 条第 14 号ハに掲げる最終処分場を設置する排出事業者及び処理業者は、最終処分場基準省令第 2 条第 2 項第 3 号で準用する第 1 条第 2 項第 10 号ロに規定する周縁の地下水の水質検査及び第 14 号ハ(1)に規定する放流水の水質検査を年 2 回以上行わなければならない。

3 焼却施設を設置する処理業者は、排ガス及び焼却灰に関する検査を別表第 5 に定めるところにより行わなければならない。

(山形県廃棄物処理施設技術検討会)

第 25 条 知事は、法第 15 条の 2 第 3 項等に規定する生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聞くため、山形県廃棄物処理施設技術検討会（以下「検討会」という。）を設置するものとする。

2 検討会の組織及び運営に関する事項については、別に定めるものとする。

(書類の提出部数等)

第 26 条 この要綱により事業者等が知事に提出する書類の提出先及び部数は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第 8 条、第 10 条及び第 12 条の規定による書類の提出先は、県外産業廃棄物の再生、処分又は保管を行おうとする場所を管轄する総合支庁環境課（山形市内に係るものは、県庁循

(2) 第13条、第14条、第15条、第16条及び第17条の規定による書類の提出先は、設置予定者が産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする場所を管轄する総合支庁環境課とし、提出部数は最終処分場及び焼却施設にあつては2部、それ以外の施設にあつては1部とする。

(3) 第22条の規定による書類の提出先は、当該事故が発生した場所を管轄する総合支庁環境課とし、提出部数は最終処分場及び焼却施設にあつては2部、それ以外の施設にあつては1部とする。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 処理業者が設置する焼却施設で、この要綱の施行の際、現に設置しているものについては、平成7年6月30日まで第20条第2項の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に第17条第1項の規定により設置等事前協議書を提出している者については、第14条及び第15条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

(経過措置)

環型社会推進課)とし、提出部数は1部とする。

(2) 第13条、第14条、第15条、第16条及び第17条の規定による書類の提出先は、設置予定者が産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする場所を管轄する総合支庁環境課とし、提出部数は最終処分場及び焼却施設にあつては2部、それ以外の施設にあつては1部とする。

(3) 第22条の規定による書類の提出先は、当該事故が発生した場所を管轄する総合支庁環境課とし、提出部数は最終処分場及び焼却施設にあつては2部、それ以外の施設にあつては1部とする。

(適用)

第27条 この要綱のうち、第6条、第7条(知事の許可を受けた処理業者に係るものを除く)、第13条から第22条、第23条第3項及び第24条の規定は、山形市の区域には適用しない。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 処理業者が設置する焼却施設で、この要綱の施行の際、現に設置しているものについては、平成7年6月30日まで第20条第2項の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に第17条第1項の規定により設置等事前協議書を提出している者については、第14条及び第15条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱第 19 条第 1 項の規定により設置等事前協議の審査結果の通知を受けている者にかかる第 19 条の 2 の規定については、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年 3 月 15日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱第 19 条第 1 項の規定により設置等事前協議の審査結果の通知を受けている者にかかる第 19 条の 2 の規定については、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年 3 月 15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第6条、第7条関係）

産業廃棄物の種類	検査項目
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> 含水率 油分 判定基準省令別表第1の各項の第1欄に掲げる物質
燃え殻、ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準省令別表第1の1の項から3の項まで、5の項、6の項及び23の項の第1欄に掲げる物質
廃油	<ul style="list-style-type: none"> 引火点 判定基準省令別表第1の9の項から18の項まで及び22の項の第1欄に掲げる物質
廃酸、廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度 判定基準省令別表第1の各項の第1欄に掲げる物質
鉱さい	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準省令別表第1の1の項から3の項まで、5の項、6の項及び23の項の第1欄に掲げる物質
上記を処分するため処理したもの	<ul style="list-style-type: none"> 処理前の産業廃棄物の種類に対応する検査項目

注 検査の対象物質が明らかに含まれない場合は、当該物質の検査を省略することができる。

別表第2（第8条関係）

県外産業廃棄物の搬入の事前協議に係る添付書類

1 収集運搬業者及び中間処理若しくは最終処分業者との委託契約書の写し
2 運搬を委託する処理業者の産業廃棄物処理業の許可証（山形県知事が交付したものを除く。）の写し
3 指定産業廃棄物にあつては、有害特性等を明らかにする書類（別表第1左欄に掲げる指定産業廃棄物の種類に対応する同表右欄に掲げる項目の検査成績書（3ヶ月以内に実施したもの）を含む。）
4 産業廃棄物の発生工程を明らかにした書類
5 搬入する産業廃棄物及びその搬入荷姿の写真
6 その他知事が必要と認める書類

注 協議の内容を変更する場合は、変更に係るものに限る。

別表第3（第13条関係）

産業廃棄物最終処分場設置等事業概要書添付書類

別表第1（第6条、第7条関係）

指定産業廃棄物に係る検査項目

産業廃棄物の種類	検査項目
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> 含水率 油分 判定基準省令別表第1の各項の第1欄に掲げる物質
燃え殻、ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準省令別表第1の1の項から3の項まで、5の項、6の項及び23の項から25の項の第1欄に掲げる物質
廃油	<ul style="list-style-type: none"> 引火点 判定基準省令別表第1の9の項から18の項まで及び22の項の第1欄に掲げる物質
廃酸、廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度 判定基準省令別表第1の各項の第1欄に掲げる物質
鉱さい	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準省令別表第1の1の項から3の項まで、5の項、6の項、23の項及び24の項の第1欄に掲げる物質
上記を処分するため処理したもの	<ul style="list-style-type: none"> 処理前の産業廃棄物の種類に対応する検査項目

注1 判定基準省令別表第1の1の項の検査を要する産業廃棄物にあつては、水銀含有量も検査すること。

注2 検査の対象物質が明らかに含まれない場合は、当該物質の検査を省略することができる。

別表第2（第8条関係）

県外産業廃棄物の搬入の事前協議に係る添付書類

1 中間処理又は最終処分業者の受入承諾書の写し
2 指定産業廃棄物にあつては、有害特性等を明らかにする書類（別表第1左欄に掲げる指定産業廃棄物の種類に対応する同表右欄に掲げる項目の検査成績書（3か月以内に実施したもの）を含む。）
3 産業廃棄物の発生工程を明らかにした書類
4 搬入する産業廃棄物及びその搬入荷姿の写真
5 その他知事が必要と認める書類

注1 協議の内容を変更する場合は、変更に係るものに限る。

注2 使用済小型電子機器等を再資源化認定事業者に引き渡す場合は、3及び4を省略できる。

別表第3（第13条関係）

産業廃棄物最終処分場設置等事業概要書添付書類

- 1 事業者の概要を明らかにする書類
- 2 事業計画及び経営計画の概要を明らかにする書類
- 3 最終処分場の設置場所及び搬入経路を明らかにする図面
- 4 土地利用現況図及び土地利用規制図
- 5 最終処分場の維持管理計画及び環境保全対策の概要を明らかにする書類
- 6 予定地周辺の利水の状況、上水道等の水源の状況を示した図面
- 7 予定地等の使用に関して土地所有者と協議した内容を記載した書類
- 8 その他知事が必要と認める書類

別表第4（第17条関係）

産業廃棄物処理施設設置等事前協議書添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 設置等予定者が法人である場合には、その定款及び登記事項証明書
- 3 設置等予定者が個人である場合には、その住民票の写し
- 4 産業廃棄物の種類ごとの搬入計画（県内・県外搬入物別）及び埋立期間等の概要を記載した書類
- 5 施設の維持管理計画及び最終処分場にあつては跡地利用計画を記載した書類
- 6 施設設置場所の位置図（国土地理院発行 25,000 分の 1 の地図に赤で位置を示すこと。）
- 7 施設の構造及び設備の概要を記載した書類
- 8 事業に係る施設の配置図
- 9 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては埋立面積及び埋立容量計算書、周辺の地形地質・地下水の状況を明らかにする書類及び構造物の安定計算書
- 10 周辺地区の利水の状況を明らかにする書類
- 11 浸出水処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書
- 12 放流水の水質及び水量を記載した書類
- 13 放流水の放流経路図及び放流先の概要を記載した書類
- 14 最終処分場以外の施設にあつては、中間処理（又は再生利用）工程を明らかにした書類
- 15 最終処分場以外の施設にあつては、中間処理（又は再生利用）後に発生した産業廃棄物の処分方法を記載した書類
- 16 次に掲げる土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条に規定する地図又は公図の写し
 - (1) 事業場の敷地（産業廃棄物処理施設等、管理事務所、門扉、囲い等、現に事業に使用し又は使用しようとする一連の土地であつて、平面図等に明記した場所をいう。）
 - (2) 事業場の敷地が含まれる地番の土地と接する土地（以下「隣接地」という。）

- 1 事業者の概要を明らかにする書類
- 2 事業計画及び経営計画の概要を明らかにする書類
- 3 最終処分場の設置場所及び搬入経路を明らかにする図面
- 4 土地利用現況図及び土地利用規制図
- 5 最終処分場の維持管理計画及び環境保全対策の概要を明らかにする書類
- 6 予定地周辺の利水の状況、上水道等の水源の状況を示した図面
- 7 予定地等の使用に関して土地所有者と協議した内容を記載した書類
- 8 その他知事が必要と認める書類

別表第4（第17条関係）

産業廃棄物処理施設設置等事前協議書添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 設置等予定者が法人である場合には、その定款及び登記事項証明書
- 3 設置等予定者が個人である場合には、その住民票の写し
- 4 産業廃棄物の種類ごとの搬入計画（県内・県外搬入物別）及び埋立期間等の概要を記載した書類
- 5 施設の維持管理計画及び最終処分場にあつては跡地利用計画を記載した書類
- 6 施設設置場所の位置図（国土地理院発行 25,000 分の 1 の地図に赤で位置を示すこと。）
- 7 施設の構造及び設備の概要を記載した書類
- 8 事業に係る施設の配置図
- 9 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては埋立面積及び埋立容量計算書、周辺の地形地質・地下水の状況を明らかにする書類及び構造物の安定計算書
- 10 周辺地区の利水の状況を明らかにする書類
- 11 浸出液処理設備の構造を明らかにする図面及び設計計算書
- 12 放流水の水質及び水量を記載した書類
- 13 放流水の放流経路図及び放流先の概要を記載した書類
- 14 最終処分場以外の施設にあつては、中間処理（又は再生利用）工程を明らかにした書類
- 15 最終処分場以外の施設にあつては、中間処理（又は再生利用）後に発生した産業廃棄物の処分方法を記載した書類
- 16 次に掲げる土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条に規定する地図又は公図の写し
 - (1) 事業場の敷地（産業廃棄物処理施設等、管理事務所、門扉、囲い等、現に事業に使用し又は使用しようとする一連の土地であつて、平面図等に明記した場所をいう。）
 - (2) 事業場の敷地が含まれる地番の土地と接する土地（以下「隣接地」という。）

- (3) 搬入路
- (4) 搬入路と接する土地
- 17 施設を設置する土地及び搬入路の使用権限を証する書類
- 18 地域住民等の所在が明らかな図面
- 19 次に掲げる者の同意書及び同意の取得状況一覧表
 - (1) 事業場（搬入路を含む。）の敷地の隣接者（搬入路にあつては、搬入路と接する土地の所有者）全員
 - (2) 施設から概ね500m以内に居住者がある場合は、その居住者の地区の代表者又はその地区の2/3以上の世帯主
 - (3) 放流水がある場合は、原則として放流先の第1利水者
ただし、次のア又はイに該当する場合は（1）から（3）までの同意書を、ウに該当する場合は（2）の同意書を省略することができる。
ア 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある場合
イ 産業廃棄物処理施設等の更新（処理能力に10パーセント以上の増加が無い場合であつて、その設置場所が更新しようとする施設の設置に係る法に基づく申請、届出又は指定申請において平面図等に明記した事業場の敷地内であるものに限る。）を行う場合。
ウ 再生の用に供するための次に掲げる処理施設（公害対策の措置が講じられた施設に限る。）を設置する場合であつて、かつ、処理後に排出されるものほぼ全量が再生利用される場合。
(ア) コンクリートの破碎施設（破碎機又は摩砕機及びふるいの設備を有し、粒度を概ね80ミリメートル以下に破碎できるものに限る。）
(イ) アスファルトの破碎施設（破碎機又は摩砕機及びふるいの設備を有し、粒度を概ね80ミリメートル以下に破碎できるものに限る。）
(ウ) 再生加熱アスファルト混合物製造施設（社団法人日本道路協会制定「プラント再生舗装技術指針」の基準に適合する適合するものに限る。）
(エ) 木くずの破碎施設（形状が概ね10センチメートル以下に破碎できるものに限る。）
(オ) 発泡スチロールの熔融施設
(カ) 自動車リサイクル法に基づく、破碎施設（破碎前処理施設含む。）
(キ) 廃プラスチック類の破碎施設
(ク) 廃棄物固形化燃料（RDF、RPF）を製造するための施設
(ケ) 選別施設
(コ) 植物油からディーゼル燃料等を製造するための施設（BDF製造施設）
(サ) その他知事が認める再生の用に供する処理施設
- 20 関係住民等に対して行った当該事業計画の説明に関する以下の書類
 - (1) 第17条の2による第一利水者への説明状況及び結果の概要
 - (2) 最終処分場設置等予定者においては、第18条の2において準用する第14条第4項の報告書
 - (3) 19による同意取得に係る地域住民への説明状況及び結果の概要

- (3) 搬入路
- (4) 搬入路と接する土地
- 17 施設を設置する土地及び搬入路の使用権限を証する書類
- 18 地域住民等の所在が明らかな図面
- 19 次に掲げる者の同意書及び同意の取得状況一覧表
 - (1) 事業場（搬入路を含む。）の敷地の隣接者（搬入路にあつては、搬入路と接する土地の所有者）全員
 - (2) 施設から概ね500m以内に居住者がある場合は、その居住者の地区の代表者又はその地区の3分の2以上の世帯主
 - (3) 放流水がある場合は、原則として放流先の第1利水者
ただし、次のア又はイに該当する場合は（1）から（3）までの同意書を、ウに該当する場合は（2）の同意書を省略することができる。
ア 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある場合
イ 産業廃棄物処理施設等の更新（処理能力に10パーセント以上の増加が無い場合であつて、その設置場所が更新しようとする施設の設置に係る法に基づく申請、届出又は指定申請において平面図等に明記した事業場の敷地内であるものに限る。）を行う場合。
ウ 再生の用に供するための次に掲げる処理施設（公害対策の措置が講じられた施設に限る。）を設置する場合であつて、かつ、処理後に排出されるものほぼ全量が再生利用される場合。
(ア) コンクリートの破碎施設（破碎機又は摩砕機及びふるいの設備を有し、粒度を概ね80ミリメートル以下に破碎できるものに限る。）
(イ) アスファルトの破碎施設（破碎機又は摩砕機及びふるいの設備を有し、粒度を概ね80ミリメートル以下に破碎できるものに限る。）
(ウ) 再生加熱アスファルト混合物製造施設（社団法人日本道路協会制定「プラント再生舗装技術指針」の基準に適合する適合するものに限る。）
(エ) 木くずの破碎施設（形状が概ね10センチメートル以下に破碎できるものに限る。）
(オ) 発泡スチロールの熔融施設
(カ) 自動車リサイクル法に基づく、破碎施設（破碎前処理施設含む。）
(キ) 廃プラスチック類の破碎施設
(ク) 廃棄物固形化燃料（RDF、RPF）を製造するための施設
(ケ) 選別施設
(コ) 植物油からディーゼル燃料等を製造するための施設（BDF製造施設）
(サ) その他知事が認める再生の用に供する処理施設
- 20 関係住民等に対して行った当該事業計画の説明に関する以下の書類
 - (1) 第17条の2による第一利水者への説明状況及び結果の概要
 - (2) 最終処分場設置等予定者においては、第18条の2において準用する第14条第4項の報告書
 - (3) 19による同意取得に係る地域住民への説明状況及び結果の概要

21 その他知事が必要と認める書類

別表第5（第24条関係）

排ガス及び焼却灰検査項目及び検査回数

検体名	検査項目	検査回数
排ガス	ばいじん	年2回以上
	窒素酸化物	
	硫黄酸化物	
	塩化水素	
焼却灰	熱しゃく減量	年4回以上

21 その他知事が必要と認める書類

別表第5（第24条関係）

排ガス及び焼却灰検査項目及び検査回数

検体名	検査項目	検査回数
排ガス	ばいじん	年2回以上
	窒素酸化物	
	硫黄酸化物	
	塩化水素	
焼却灰	熱しゃく減量	年4回以上

様式第1号の2（第8条関係）

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名 ⑩
郵便番号 電話番号

県外産業廃棄物継続搬入報告書

来年度に搬入を継続する県外産業廃棄物について次のとおり報告します。

1 搬入先事業場

事業場名
所在地

2 搬入を継続する事業場

排出者名・排出事業場名	業種	廃棄物の種類	廃棄物の数量	承認文書番号	排出都道府県

様式第2号（第10条関係） ～ 略 ～

様式第3号（第12条関係） ～ 略 ～

様式第4号（第13条関係） ～ 略 ～

様式第5号（第15条関係） ～ 略 ～

様式第6号（第17条関係） ～ 略 ～

様式第7号（第22条関係） ～ 略 ～

様式第2号（第10条関係） ～ 略 ～

様式第3号（第12条関係） ～ 略 ～

様式第4号（第13条関係） ～ 略 ～

様式第5号（第15条関係） ～ 略 ～

様式第6号（第17条関係） ～ 略 ～

様式第7号（第22条関係） ～ 略 ～

（記載例）（別表第2関係）

産業廃棄物の処分受入承諾書

（排出事業者名） 様

貴社から処分の依頼がありました下記の産業廃棄物について、当社の処理施設で処分可能な性状であることを確認し、また、受け入れ及び処理することが十分に可能な数量と判断しましたので、受入を承諾します。

記

排出事業場

所在地

廃棄物の種類及び数量

廃棄物の処分方法

処分後の廃棄物の処理方法

年 月 日

（処理業者名）

（代表者）（印）